

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第4号 市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例……………(総務課) ……3
- 条例第5号 宇治市暴力団排除条例の一部を改正する条例……………(総務課) ……3
- 条例第6号 宇治市市税条例の一部を改正する条例…(市民税課) ……3
- 条例第7号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………(消防総務課) ……3
- 条例第8号 宇治市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例……………(予防課) ……4
- 条例第9号 宇治市文化会館条例の一部を改正する条例……………(文化自治振興課) ……4
- 条例第10号 宇治市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例……………(文化自治振興課) ……5
- 条例第11号 宇治市産業会館条例の一部を改正する条例……………(商工観光課) ……6
- 条例第12号 宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例……………(商工観光課) ……6
- 条例第13号 宇治市観光センター条例の一部を改正する条例……………(商工観光課) ……7
- 条例第14号 宇治市産業振興センター条例の一部を改正する条例……………(産業推進課) ……7
- 条例第15号 宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例……………(男女共同参画課) ……7
- 条例第16号 宇治市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例……………(環境企画課) ……8
- 条例第17号 宇治市斎場条例の一部を改正する条例……………(環境企画課) ……8
- 条例第18号 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……………(ごみ減量推進課) ……9
- 条例第19号 宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例……………(建設総務課) ……9
- 条例第20号 宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例……………(建設総務課) ……9
- 条例第21号 宇治市都市公園条例の一部を改正する条例……………(公園緑地課) ……9

- 条例第22号 宇治市屋外広告物条例の一部を改正する条例……………(歴史まちづくり推進課) ……11
- 条例第23号 宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例……………(交通政策課) ……12
- 条例第24号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………(水道総務課) ……12
- 条例第25号 宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例……………(下水道管理課) ……13
- 条例第26号 宇治市総合福祉会館条例の一部を改正する条例……………(地域福祉課) ……13
- 条例第27号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保育支援課) ……13
- 条例第28号 宇治市地域福祉センター条例の一部を改正する条例……………(健康生きがい課) ……13
- 条例第29号 宇治市デイホーム条例の一部を改正する条例……………(健康生きがい課) ……13
- 条例第30号 宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(健康生きがい課) ……14
- 条例第31号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例……………(介護保険課) ……15
- 条例第32号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……18
- 条例第33号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……18
- 条例第34号 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……21
- 条例第35号 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……21
- 条例第36号 宇治市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(介護保険課) ……22
- 条例第37号 宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………(年金医療課) ……22

- 条例第38号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
..... (国民健康保険課) ...22
- 条例第39号 宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
..... (教育総務課) ...23
- 条例第40号 宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例
..... (学校教育課) ...24
- 条例第41号 宇治市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
..... (生涯学習課) ...24
- 条例第42号 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例
..... (生涯学習課) ...24
- 条例第43号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する
条例..... (生涯学習課) ...25
- 条例第44号 宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例
..... (源氏物語ミュージアム) ...26
- 条例第45号 宇治市組織条例の一部を改正する条例... (人事課) ...26
- 条例第46号 宇治市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正す
る条例..... (人事課) ...26
- 条例第47号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例..... (水道総務課) ...28
- 条例第48号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
..... (国民健康保険課) ...28
- 条例第49号 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例
..... (議会議務局) ...29
- 条例第50号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
..... (市民税課) ...29

告 示

- 告示第21号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) ...32
- 告示第22号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) ...32
- 告示第26号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) ...32
- 告示第27号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) ...33
- 告示第31号 騒音に係る環境基準の地域の類型指定の一部改正
..... (環境企画課) ...33
- 告示第32号 指定された地域における規制基準の一部改正
..... (環境企画課) ...33
- 告示第33号 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基
準に基づく区域の指定の一部改正..... (環境企画課) ...33
- 告示第34号 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の
限度を定める総理府令に基づく区域の区分の一部改正
..... (環境企画課) ...33
- 告示第35号 振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域に
おける規制基準の一部改正..... (環境企画課) ...33
- 告示第36号 振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指
定の一部改正..... (環境企画課) ...34
- 告示第37号 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区
分及び時間の区分の一部改正..... (環境企画課) ...34
- 告示第38号 京都府環境を守り育てる条例に基づく拡声機の使用の
制限に係る音量の一部改正..... (環境企画課) ...34
- 告示第39号 京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等の騒
音に係る区域及び基準の設定の一部改正..... (環境企画課) ...34
- 告示第40号 平成30年度一般廃棄物処理実施計画
..... (ごみ減量推進課) ...35
- 告示第54号 市道路線の区域の決定..... (建設総務課) ...46

- 告示第55号 収納の事務及び徴収の事務の委託..... (納税課) ...46
- 告示第56号 平成30年度固定資産の価格等の登録
..... (資産税課) ...47
- 告示第58号 電線共同溝を整備すべき道路の指定の廃止
..... (建設総務課) ...47
- 告示第59号 電線共同溝を整備すべき道路の指定
..... (建設総務課) ...47
- 告示第61号 宇治市収納代理金融機関の名称変更
..... (会計室) ...47

公 告

- 公告第9号 J R 複線化事業関連(菟道出口)送水管改良工事に係る
条件付一般競争入札..... (契約課) ...47

教 育 委 員 会

- 告示第6号 教育委員会の招集..... 50

公 営 企 業

- 告示第5号 収納の事務の委託..... 50
- 告示第6号 宇治市上下水道事業収納取扱金融機関の名称変更..... 50

条 例

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第4号

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例(昭和31年宇治市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「督促手数料」を「並びに督促手数料」に改め、「並びに滞納処分」を削り、「この」を「、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「に定める」を「に掲げる」に、「各号の」を「各号に」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条中「50円」を「70円」に改める。

第6条から第8条までを削る。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の市税外収入金に係る督促手数料について適用し、平成29年度分までの市税外収入金に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市暴力団排除条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第5号

宇治市暴力団排除条例の一部を改正する条例

宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し「市」を「本市」に改め、同条中「又は教育委員会は、市」を「若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、本市」に、「が暴力団」を「(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)が暴力団」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第6号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条本文中「ついて50円」を「つき70円」に改める。

第60条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に、「より家屋」を「より当該家屋」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第60条第7項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5第2項の規定によりみなされる納期限(施行日の翌日に係るものに限る。)が到来する市税及び平成30年4月10日に納期限が到来する特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る個人の市民税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第7号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年宇治市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「、第1号」を「、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに」、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を「333円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき理由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき理由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき理由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第8号

宇治市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市危険物規制事務手数料条例(平成12年宇治市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2号中

「」を「」に改め

Table with 2 columns of fee amounts. Column 1: 530,000円, 830,000円, 1,010,000円, 1,120,000円, 1,420,000円, 1,660,000円, 3,880,000円, 5,100,000円, 6,290,000円. Column 2: 570,000円, 880,000円, 1,070,000円, 1,200,000円, 1,520,000円, 1,780,000円, 4,070,000円, 5,340,000円, 6,490,000円.

、同表第6号中

「」を「」に改め

Table with 2 columns of fee amounts. Column 1: 410,000円, 540,000円, 700,000円, 920,000円, 1,040,000円, 1,600,000円, 1,820,000円, 2,030,000円, 490,000円, 630,000円, 990,000円, 1,310,000円, 1,720,000円, 3,320,000円, 4,060,000円, 4,650,000円. Column 2: 420,000円, 560,000円, 730,000円, 960,000円, 1,090,000円, 1,660,000円, 1,900,000円, 2,120,000円, 530,000円, 680,000円, 1,030,000円, 1,410,000円, 1,780,000円, 3,430,000円, 4,190,000円, 4,800,000円.

、同表第8号中

「」を「」に改め

Table with 2 columns of fee amounts. Column 1: 310,000円, 430,000円, 720,000円, 960,000円, 1,210,000円, 2,950,000円, 3,620,000円, 4,170,000円. Column 2: 320,000円, 460,000円, 750,000円, 1,020,000円, 1,300,000円, 3,150,000円, 3,870,000円, 4,460,000円.

る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市文化会館条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第9号

宇治市文化会館条例の一部を改正する条例

宇治市文化会館条例(昭和59年宇治市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文化会館の使用の許可及び模様替え等の承認に関する業務

第14条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合における第4条、第5条及び第9条から第11条までの規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

Large table with columns for time periods (午前, 午後, 夜間, etc.) and rows for different facility types (文化会館, 大ホール, 小ホール, 楽屋, etc.) and their respective fees.

別表の備考第2項各号列記以外の部分中「これに類する料金」を

「の料金」に、「使用料に次の割合」を、「次の各号に掲げる場合」に応じ、この表に定める額に当該各号に定める数に、「額を使用料に」を「額を」に改め、同項第1号中「これに類する料金」を「の料金」に、「3割」を「10分の3」に改め、同項第2号中「これに類する料金」を「の料金」に、「5割」を「2分の1」に改め、同項第3号中「これに類する料金」を「の料金」に、「10割」を「1」に改め、同表の備考第3項中「これに類する」を「の営利の」に、「は、使用料に10割」を「(前項に規定する場合を除く。)は、この表に定める額に1」に、「額を使用料に」を「額を」に改め、同表の備考第4項を次のように改める。

4 使用時間を延長する場合(次の各号に掲げる時間に限る。)において、当該延長の時間が30分を超えるときは、当該時間の区分に応じ、この表に定める額に当該各号に定める数を乗じて得た額を加算する。

- (1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの使用 10分の3
- (2) 午後10時から午後11時までの使用 2分の1

別表の備考第5項中「使用料に3割」を「この表に定める額に10分の3」に、「額を使用料に」を「額を」に改め、同表の備考第6項各号列記以外の部分中「使用料に次の割合」を「次の各号に掲げる場合」に応じ、この表に定める額に当該各号に定める数に改め、同項第1号中「3割」を「10分の3」に改め、同項第2号中「7割」を「10分の7」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第10号

宇治市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

宇治市コミュニティセンター条例(昭和63年宇治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) センターの使用の許可に関する業務

第11条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条、第4条、第7条及び第8条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

西小倉コミュニティセンター

施設名及び 使用料区分	使用時間		夜間 午後6時から 午後10時 まで	午前・午後 午前9時から 午後5時 まで	午後・夜間 午後1時から 午後10時 まで	全日 午前9時から 午後10時 まで
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時 まで				
交流ロビー	基本使用料	620円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円
集会室	基本使用料	620円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円
会議室(1)	基本使用料	620円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円
料理教室	基本使用料	120円	250円	250円	370円	620円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
会議室(2)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
和室(1)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
和室(2)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円

東宇治コミュニティセンター

施設名及び 使用料区分	使用時間		夜間 午後6時から 午後10時 まで	午前・午後 午前9時から 午後5時 まで	午後・夜間 午後1時から 午後10時 まで	全日 午前9時から 午後10時 まで
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時 まで				
大会議室(2階)	基本使用料	750円	1,000円	1,000円	1,750円	2,750円
	冷暖房料	560円	750円	750円	1,500円	2,430円
料理教室	基本使用料	920円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円
和室(1)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
和室(2)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
大会議室(3階)	基本使用料	620円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円
交流ロビー	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,370円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
小会議室	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,370円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
創作室	基本使用料	500円	620円	620円	1,120円	1,750円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円

南宇治コミュニティセンター

施設名及び 使用料区分	使用時間		夜間 午後6時から 午後10時 まで	午前・午後 午前9時から 午後5時 まで	午後・夜間 午後1時から 午後10時 まで	全日 午前9時から 午後10時 まで
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時 まで				
大会議室(1階)	基本使用料	750円	1,000円	1,000円	1,750円	2,750円
	冷暖房料	560円	750円	750円	1,500円	2,430円
交流室	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,370円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
和室(1)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
和室(2)	基本使用料	250円	370円	370円	620円	1,000円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	810円
大会議室(2階)	基本使用料	620円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円
料理教室	基本使用料	620円	870円	870円	1,500円	2,370円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,620円

	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,120円	1,620円
小会議室	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,000円	1,370円
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	560円	810円
創作室	基本使用料	500円	620円	620円	1,120円	1,250円	1,750円
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,120円	1,620円

横島コミュニティセンター

施設名及び 使用料区分	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
交流ロビー	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,000円	1,370円					
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	560円	810円					
大会議室	基本使用料	750円	1,000円	1,000円	1,750円	2,000円	2,750円					
	冷暖房料	560円	750円	750円	1,500円	1,680円	2,430円					
料理教室	基本使用料	500円	620円	620円	1,120円	1,250円	1,750円					
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,120円	1,620円					
創作室(1)	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,000円	1,370円					
	冷暖房料	370円	500円	500円	1,000円	1,120円	1,620円					
創作室(2)	基本使用料	120円	250円	250円	370円	500円	620円					
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	560円	810円					
小会議室	基本使用料	370円	500円	500円	870円	1,000円	1,370円					
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	560円	810円					
和室(1)	基本使用料	120円	250円	250円	370円	500円	620円					
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	560円	810円					
和室(2)	基本使用料	120円	250円	250円	370円	500円	620円					
	冷暖房料	180円	250円	250円	500円	560円	810円					

備考

- 1 冷暖房又は暖房の装置を使用する場合は、この表に定める施設の区分に応じ、この表に定める冷暖房料の額を加算する。
- 2 使用者が入場料その他の料金を徴収する場合及び営業の宣伝その他の営利の目的をもって使用する場合は、この表に定める額(前項の規定の適用がある場合は、同項の規定により算定した額)に4を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用時間の延長は1時間を限度とし、延長時間が30分を超えた場合は、この表に定める額(前2項の規定の適用がある場合は、これらの規定により算定した額)に10分の3を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を加算する。ただし、午後10時以後の時間延長は認めない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市産業会館条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第11号

宇治市産業会館条例の一部を改正する条例

宇治市産業会館条例(昭和62年宇治市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に

改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 会館の使用の許可に関する業務

第12条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第4条、第5条、第8条及び第9条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表中

円	円	円	円	円	円
5,400	7,200	8,600	11,300	14,200	17,000
5,000	6,700	7,900	10,500	13,200	15,600
2,600	3,300	4,000	5,200	6,500	7,900
2,800	3,700	4,500	5,900	7,500	8,800
2,700	3,600	4,300	5,700	7,100	8,400
1,800	2,400	2,900	3,800	4,800	5,700
1,300	1,700	2,100	2,700	3,500	4,100

に改め

円	円	円	円	円	円
6,750	9,000	10,750	14,170	17,770	21,200
6,250	8,370	9,870	13,150	16,410	19,590
3,250	4,120	5,000	6,630	8,200	9,890
3,500	4,620	5,620	7,300	9,210	10,990
3,370	4,500	5,370	7,080	8,880	10,590
2,250	3,000	3,020	4,720	5,950	7,090
1,620	2,120	2,620	3,360	4,260	5,080

、同表の備考第1項中「、使用料の」を「、この表に定める」に改め、同表の備考第2項中「、使用料の」を「、この表に定める」に、「額を」を「額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)」に改め、同表の備考第3項中「これに類する料金」を「の料金」に、「、使用料の」を「、この表に定める」に改め、同表の備考第4項中「、使用料の」を「、この表に定める」に、「額を」を「額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)」に改め、同表の備考第5項本文中「、使用料の」を「、この表に定める」に、「額を」を「額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第12号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例

宇治市市営茶室条例(昭和32年宇治市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に市営茶室の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3

号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市営茶室の使用の許可に関する業務

第10条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者に市営茶室の管理を行わせる場合における第3条及び第5条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市観光センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第13号

宇治市観光センター条例の一部を改正する条例

宇治市観光センター条例(昭和57年宇治市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「3,000円」を「3,750円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「6,250円」に改め、同条第2項第1号中「の事務」を「が事務」に改める。

第13条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 観光センターの使用の許可に関する業務

第13条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合における第4条及び第8条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市産業振興センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第14号

宇治市産業振興センター条例の一部を改正する条例

宇治市産業振興センター条例(平成17年宇治市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

7,800円	10,500円	12,000円	16,500円	19,800円	24,000円
2,600円	3,500円	4,000円	5,500円	6,600円	8,000円
800円	1,100円	1,400円	1,800円	2,300円	2,700円
800円	1,100円	1,400円	1,800円	2,300円	2,700円
2,700円	3,700円	4,700円	6,100円	7,800円	9,200円

9,750円	13,110円	15,000円	20,610円	24,750円	30,000円
3,250円	4,370円	5,000円	6,870円	8,250円	10,000円
1,000円	1,370円	1,750円	2,250円	2,870円	3,370円
1,000円	1,370円	1,750円	2,250円	2,870円	3,370円
3,370円	4,620円	5,870円	7,620円	9,750円	11,500円

同表の備考第1項中「、使用料の」を「、この表に定める」に改め、同表の備考第2項中「、使用料の」を「、この表に定める」に、「額を」を「額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を」に改め、同表の備考第3項中「これに類する料金」を「の料金」に、「、使用料の」を「この表に定める」に改め、同表の備考第4項中「、使用料の」を「、この表に定める」に、「額を」を「額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を」に改め、同表の備考第5項本文中「、使用料の」を「、この表に定める」に、「額を」を「額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市産業振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第15号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例

宇治市男女共同参画支援センター条例(平成15年宇治市条例第6号)の一部を次のように改正する。

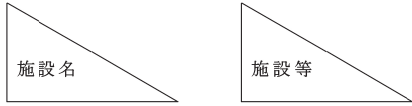
第2条第1号及び第2号中「こと。」を「事業」に改め、同条第3号中「に係る」を「及び男性問題に係る」に、「こと。」を「事業」に改め、同条第4号から第7号までの規定中「こと。」を「事業」に改め、同条第8号中「必要」を「必要がある」に改める。

第6条の見出しを「(使用料及び駐車料金)」に改め、同条第1項本文中「会議室の」を「第3条第1項の規定により会議室の」に、「使用料及び規則で定める附属設備使用料(以下「会議室使用料」と総称する)を「額の使用料(以下「使用料」という)に改め、同項ただし書を削り、同条第2項本文中「会議室使用料」を「使用料」に改め、同条第3項中「駐車場」を「自動車駐車場」に、「駐車料金」を「額の使用料(以下「駐車料金」という。))」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のために使用する場合の使用料及び駐車料金は、無料とする。

第7条の見出し及び同条本文中「会議室使用料」を「使用料」に改め、同条ただし書中「、会議室使用料」を「、使用料」に改める。

別表第1中「施設名」を「施設等」に、



を

会議室1	2,400円	3,200円	3,400円	5,600円	6,600円	9,000円
会議室2	000円	1,200円	1,300円	2,100円	2,500円	3,400円

に改め

会議室1	3,000円	4,000円	4,250円	7,000円	8,250円	11,250円
会議室2	1,120円	1,500円	1,620円	2,620円	3,120円	4,240円
附属設備	附属設備ごとに、1,000円を限度として規則で定める額					

、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 会議室の使用を延長する場合(正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間に限る。)において、当該延長の時間が30分を超えるときは、当該各号に掲げる会議室の区分に応じ、この表に定める額に当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 会議室1 1,000円
 - (2) 会議室2 370円
- 2 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表(会議室1及び会議室2に限る。)に定める額(前項の規定の適用がある場合は、同項の規定により算定した額)に10分の3を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を加算する。
- 3 第1項の場合において、附属設備を引き続き延長して使用するときの当該附属設備に係る使用料は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を加算する。
- 4 使用者が入場料その他の料金を徴収する場合及び営業の宣伝その他の営利の目的をもって使用する場合は、この表に定める額(前3項の規定の適用がある場合は、これらの規定により算定した額)に1を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条、第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第16号

宇治市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

宇治市ラブホテル建築等規制条例(昭和59年宇治市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項から第4項まで」を「第2条第2項及び第3項」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「基づき」を「より」に、「当該」を「前条第1項の規定による届出に係る」に、「同意しないも

のとする」を「、同意しない」に改め、同条第1号中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成30年6月15日から施行する。

(揭示済)

宇治市畜場条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第17号

宇治市畜場条例の一部を改正する条例

宇治市畜場条例(昭和59年宇治市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(目的及び設置)」に改め、同条中「宇治市宇治金井戸7番地の2」を「宇治市宇治金井戸7番地の37」に改める。

第6条中「畜場を使用する」を「第4条第1項の規定により畜場の使用の許可を受けた」に改め、「使用許可の際」を削り、「使用料」を「額の使用料(以下「使用料」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 使用料は、畜場の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条中「前条の使用料」を「使用料」に改める。

第10条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第1項中「基づき、指定管理者」を「より、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に畜場の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 畜場の使用の許可に関する業務

第10条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により指定管理者に畜場の管理を行わせる場合における第4条及び第5条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表中「胎盤その他」を「肢体の一部及び胎盤」に、「1キログラム



を超える」を「超え1キログラム」に、

「使用料(円)」を

使用料(円)	
市内	市外
10,000	70,000
7,000	49,000
5,000	35,000
3,000	21,000
700	4,900
44,000	160,000
22,000	80,000
22,000	80,000

11,000	40,000
3,000	10,800
2,000	7,200

」に改め、同表の備考第

使用料	
市内	市外
12,000円	90,000円
8,000円	60,000円
6,000円	45,000円
3,600円	27,000円
800円	6,000円
52,000円	186,000円
26,000円	93,000円
26,000円	93,000円
13,000円	46,500円
3,600円	12,900円
2,400円	8,600円

1 項中「宇治市」を「本市」に、「胎盤その他」を「、肢体の一部及び胎盤」に、「使用許可」を「、使用の許可」に改め、同表の備考に次の1項を加える。

3 肢体の一部及び胎盤が4キログラムを超える場合において、当該超える部分が1キログラム未満のとき、又は当該超える部分に1キログラム未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ1キログラムとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定(使用料に係る部分に限る。)は、平成30年7月1日(以下「適用日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用(第1葬祭場、第2葬祭場、第3葬祭場及び安置室にあつては、適用日の前日の午後4時から引き続き適用日の午後4時まで使用する場合を含む。)に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第18号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円」を「250円」に、「350円」を「400円」に、「140円」を「200円」に、「290円」を「350円」に、「340円」を「400円」に、「イ、ウ」を「からウまで」に、「飼主等」を「飼い主等」に、「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,300円」に改め、同表の犬、猫等の死体の項第2号中「これ」を「これら」に改め、同表中「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第2中「3,000円」を「3,300円」に改める。

別表第3中「4,000円」を「4,400円」に、「5,00

0円」を「5,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の委託に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の委託に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第19号

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例

宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「第73条第2項の規定により督促状を発行した」を「第73条第1項の規定による督促をした」に、「各号」を「各号に掲げるところ」に改め、同条第1号中「50円」を「70円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市道路占用料条例の規定は、平成30年度以後の年度分の占用料に係る督促手数料について適用し、平成29年度分までの占用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第20号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例

宇治市水路使用料条例(昭和49年宇治市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「より督促状を発行した」を「よる督促をした」に、「各号」を「各号に掲げるところ」に改め、同条第1号中「50円」を「70円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市水路使用料条例の規定は、平成30年度以後の年度分の使用料に係る督促手数料について適用し、平成29年度分までの使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第21号

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例

宇治市都市公園条例(昭和40年宇治市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 次条第1項に規定する行為の許可並びに有料公園及び有料公園施設の使用の許可に関する業務

第3条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合における次条、第7条、第8条第2項及び第14条の規定の適用は、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第1項中「変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずる」とあるのは「変更する」と、同条第2項中「処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずる」とあるのは「処分をする」とする。

第11条第1項中「使用料」を「使用料(以下「使用料」という。)」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同項各号中「とき。」を「場合」に改める。

第12条第1項中「前条の規定による使用料」を「使用料」に改め、同条第2項中「督促状1通につき500円の督促手数料」を「規定による督促をしたときは、督促手数料として督促状1通につき70円」に改める。

別表第1中「30人」を「20人」に、

「」を「」に改める。

Table with 2 columns of fee amounts: 500円, 1,500円, 250円, 750円, 400円, 200円, 300円, 150円 and 600円, 1,800円, 300円, 900円, 500円, 250円, 360円, 180円.

別表第2 西宇治公園の有料公園施設の部中

Table with 4 columns of fee amounts: 9,000円, 36,000円, 4,500円, 3,000円, 3,600円, 14,400円, 1,800円, 400円, 1,600円, 600円, 1,000円, 400円 and 12,000円, 48,000円, 6,000円, 4,000円, 4,800円, 19,200円, 2,400円, 500円, 2,100円, 800円, 1,400円, 600円 and 16,800円, 67,200円, 8,400円, 5,600円, 6,600円, 26,400円, 3,300円, 2,800円, 1,100円, 2,800円, 1,100円, 1,900円, 800円 and 34,000円, 136,000円, 17,000円, 11,400円, 13,500円, 54,000円, 6,800円, 5,900円, 2,300円, 3,900円, 1,600円.

Table with 4 columns of fee amounts: 10,200円, 40,800円, 5,100円, 3,400円, 4,000円, 16,000円, 2,000円 and 13,200円, 52,800円, 6,600円, 4,400円, 5,200円, 20,800円, 2,600円 and 18,600円, 74,400円, 9,300円, 6,200円, 7,200円, 28,800円, 3,600円 and 37,800円, 151,200円, 18,900円, 12,600円, 15,000円, 60,000円, 7,500円.

Table with 4 columns of fee amounts: 500円, 1,700円, 700円, 1,100円, 500円 and 600円, 2,300円, 900円, 1,500円, 700円 and 3,100円, 1,200円, 2,100円, 900円 and 6,500円, 2,500円, 4,300円, 1,800円.

「」を「」に、「10,000円」を「2,500円」に改

Table with 2 columns of fee amounts: 1,350円, 400円, 50円, 7,500円, 9,000円, 2,000円, 1,000円, 500円 and 1,500円, 500円, 190円, 9,300円, 11,200円, 2,400円, 1,200円, 600円.

め、同表東山公園の有料公園施設の部中

「」を「」に、「10,000円」を「2,500円」に改め、

Table with 2 columns of fee amounts: 1,350円, 650円 and 1,500円, 700円.

同表黄檗公園 黄檗ふれあい公園の有料公園施設の部中

Table with 4 columns of fee amounts: 7,200円, 28,800円, 3,600円, 2,400円, 3,000円, 12,000円, 1,500円, 300円 and 9,600円, 38,400円, 4,800円, 3,200円, 4,000円, 16,000円, 2,000円, 400円 and 13,300円, 53,200円, 6,700円, 4,500円, 5,600円, 22,400円, 2,800円 and 27,100円, 108,400円, 13,600円, 9,100円, 11,300円, 45,200円, 5,700円.

「」に、

Table with 4 columns of fee amounts: 7,800円, 31,200円, 3,900円, 2,600円, 3,200円, 12,800円, 1,600円, 400円 and 10,800円, 43,200円, 5,400円, 3,600円, 4,400円, 17,600円, 2,200円, 500円 and 15,000円, 60,000円, 7,500円, 5,000円, 6,200円, 24,800円, 3,100円 and 30,000円, 120,000円, 15,000円, 10,000円, 12,600円, 50,400円, 6,300円.

「」を

Table with 6 columns of fee amounts: 1,500円, 2,000円, 2,700円, 5,600円, 600円, 800円, 900円, 400円, 600円, 200円 and アリーナの全面使用との併用使用, アリーナの全面使用との併用使用, アリーナの全面使用との併用使用.

「」に、

Table with 6 columns of fee amounts: 1,700円, 2,200円, 3,000円, 6,200円, 700円, 900円, 1,200円, 2,400円.

Table with 4 columns of fee amounts: 900円, 400円, 1,200円, 500円, 1,600円, 700円, 3,300円, 1,400円.

を

Table with 4 columns of fee amounts: 1,000円, 500円, 1,300円, 600円, 1,700円, 800円, 3,600円, 1,500円.

に、

Table with 4 columns of fee amounts: 1,200円, 200円, 1,200円, 200円, 1,500円, 250円, 3,900円, 650円.